

# 第1章 法の種類

## 1. 公法と私法

図表 1 公法と私法

	私的自治	主体	守備範囲	例
公法	×	国家対個人	公の関係が規律される領域	刑法
私法		個人対個人	自由な法律関係の形成が承認される領域	民法

なお、**実体法**と**手続法**という区別もある。前者の例が民法だとすると、後者の例は民事訴訟法・民事執行法となる（つまり、前者の目的を裁判で実現する手段が後者）。

## 2. 一般法と特別法

事柄の特殊性にかかわらず、一般的な市民の法律関係しか想定していない法を**一般法**という。「民法」は一般法である。これに対して、一般法が想定していない特別な法領域をカバー（補充・修正）する法を**特別法**という。たとえば、集团的、反復的、迅速的に行われる商取引は、一般市民の財産関係を規律する民法と原則を異にする。そこで、民法が想定していない商取引を規律するために存在しているのが「会社法」であり「商法」である。また、民法の賃貸借の規定では不動産賃借人の保護が不十分なため、借地人や借家人を手厚く保護する「借地借家法」もある。

特別法は文字通り特別な法だから、特別法が一般法に優先して適用される。したがって、商取引では、まず会社法や商法の規定の適用が検討され、それらに規定がない場合は、民法に規定があればそれが適用される。

なお、民法の中にも、**一般規定（原則規定）**と**特別規定（例外規定）**とがあり、特別規定が優先適用される。

**一般法**（一般規定 = 原則規定） < **特別法**（特別規定 = 例外規定）

## 第2章 民法の基本原則

### 1. 私的自治の原則

わが国の憲法は、近代法の自由主義・平等主義を承継している（憲法13条、14条）。そして、それは、私法上、私的自治の原則という基本原理として採用されている。**私的自治の原則**とは、個人は自由な意思に基づいて法律関係を形成したときにはそれに拘束されるということ、裏を返せば、個人は自由な意思に基づかないで形成された法律関係には拘束されないということである。つまり、「自由に自己決定してください、他人に迷惑をかけない限り干渉しません、その代わりに、その結果には責任を負いなさい」ということである。このような自己決定のための手段として最も重要なのが**契約**である。そして、私的自治の

私的自治の原則
所有権絶対の原則
過失責任の原則

原則を契約の場面で具体化したものが**契約自由の原則**である。すなわち、自由に様々な内容や方式など（締結するか否か・どのような内容とするか・誰と締結するか等の自由）を選択して契約を結ぶことができる。そのほかに重要な私法の基本原則として、**所有権絶対の原則**、**過失責任の**

**原則**がある。

### 2. 所有権絶対の原則

**所有権絶対の原則**とは、人が物を所有(物に対する支配)する状態に、他人がみだりに干渉できないということが法によって保障されるということである。これは、資本主義経済の存立の基盤となる原則である。なぜなら、資本主義社会における取引は商品を生産してそれを貨幣と交換することで成り立つわけだが、この商品を生産する基礎となる土地、あるいは商品自体の所有が他人によって容易に侵害されると、商品と貨幣の交換が崩壊しかねないからである。

### 3. 過失責任の原則

近代法は、人の自由な活動を保障する。したがって、故意や過失がない限り他人に損害を与えたとしても賠償責任を負わされない。これが**過失責任の原則**である。この原則は私的自治の原則を理論的に補強しているものであって、契約自由の原則とあいまって資本主義社会の自由競争を極限にまで保障してきた。注意をして行動していれば、たとえ他人に損害を与えたとしても責任を負わされないため、行動の予測・計算が可能となるからである。